

特定教育・保育施設及び
特定地域型保育事業の利用者負担額の
適正化（案）について

平成29年12月

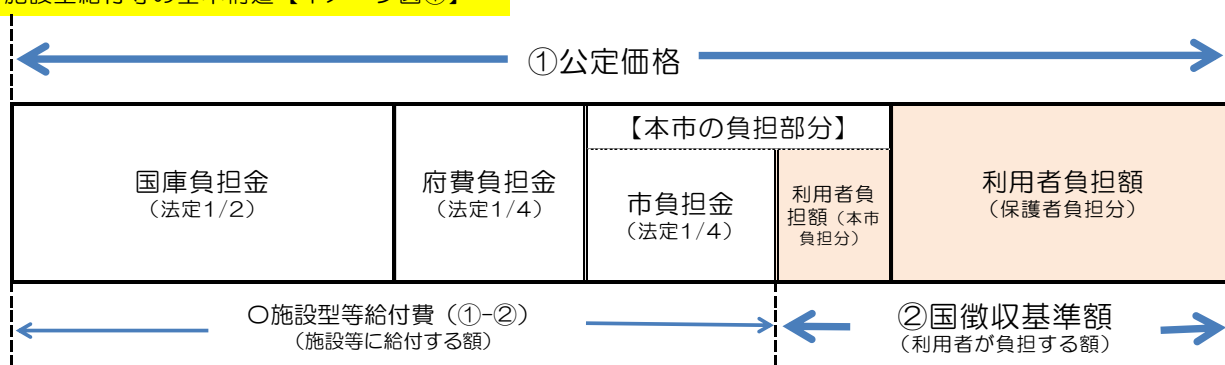
茨木市

1 子ども・子育て支援新制度における公定価格、国徴収基準額及び利用者負担額の関係について

○平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度において、「施設型給付」及び「地域型保育給付」が創設され、これまで個別に行われていた保育所等（認定こども園、幼稚園、保育所や小規模保育事業所等）に対する財政支援が、この2つの給付制度に基づいて、実施されることになりました。

○施設型等給付費（施設型給付費及び地域型保育給付費）は、「保育所等が児童（一人当たり）を保育するのに必要な額」（①公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（②国徴収基準額（利用者が負担する額））を控除した額となります。（イメージ図①参照）

○施設型給付等の基本構造【イメージ図①】



①公定価格とは

- 保育所等が児童（一人当たり）を保育するのに必要な額
- 施設型等給付費（施設等に給付する額）と国徴収基準額（利用者が負担する額）で構成される。
- 毎年度、内閣総理大臣が定める。

②国徴収基準額とは

- 国が政令で定める利用者負担の上限額基準
- 市町村が保護者の利用者負担として定めることができる上限額

(1) 保育所等の利用者負担額について

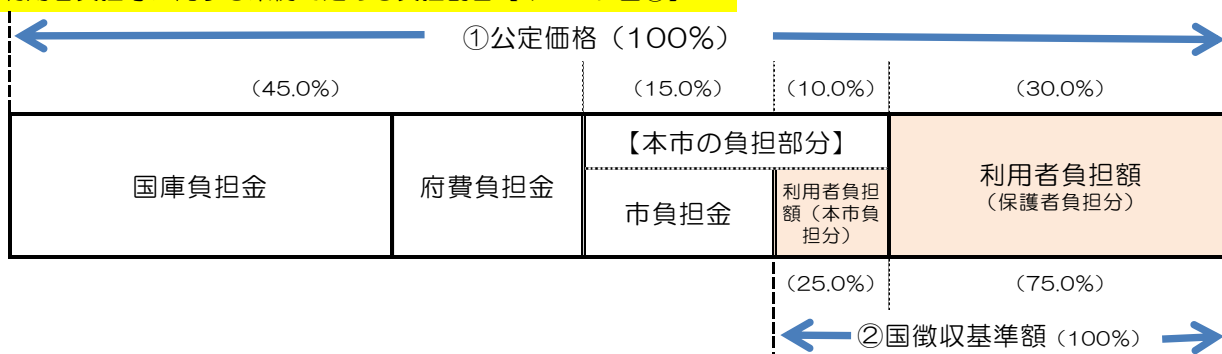
利用者負担額（保護者負担分）については、市町村が②国徴収基準額を限度に設定することとなっており、本市では、条例において②国徴収基準額の75%と規定していることから、残りの25%分については、市の負担としています。（イメージ図②）

しかし、利用者負担額の保護者及び市の負担割合については、平成19年度以降、保護者負担が65.6%～71.6%、市負担が28.4%～34.4%で推移するなど、条例の規定と実績の負担割合が乖離する状態が続いており、課題となっています。

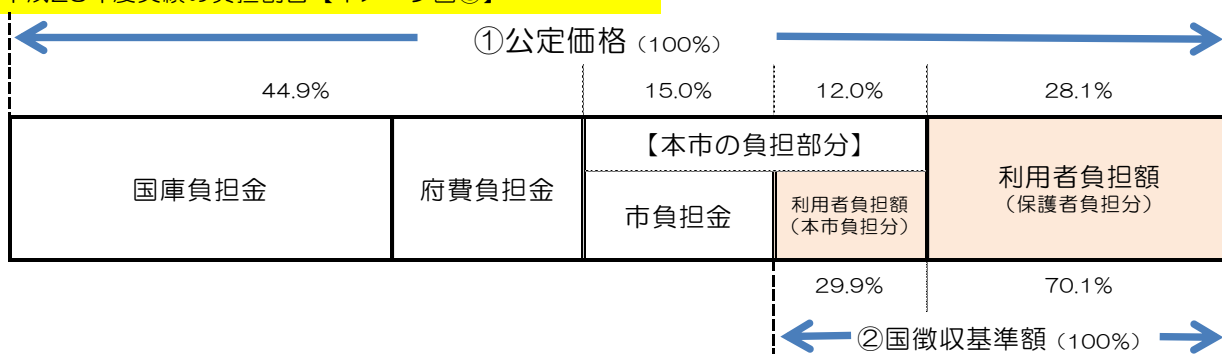
平成28年度実績（イメージ図③）においても、保護者負担が70.1%、市負担が29.9%と、依然として乖離していることから、適正な保護者負担となるよう、検討及び見直しが必要となっています。

これについて審議いただくため、本年9月から茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会を開催しています。

○利用者負担等に関する条例で定める負担割合【イメージ図②】



○平成28年度実績の負担割合【イメージ図③】



2 利用者負担額の適正化（案）について

○保育所等の利用者負担額（②国徴収基準額）については、「国の定める利用者負担の上限額基準（参考資料(3)参照）又は、給付単価限度額（参考資料(4)及び(5)参照）のいずれか低い額とする。」とされています。

○しかし、給付単価の設定については、施設の定員規模により差があり、小規模になるほど高く、大規模になるほど低くなる設定となっていることから、定員規模によって利用者負担額に大きな差が生じることになります。

○よって、本市においては、施設の定員規模に係わらず、すべての施設において、同じ質の保育の提供が行われているとの観点から、利用者負担額についても、同じ負担となることが望ましいと考え、給付単価限度額については、「定員区分：111から120人まで」を採用しています。

(1) 保育所等（保育所・認定こども園（保育枠））利用者負担額の改正案

これまで、保育所等の給付単価限度額の定員規模及び加算項目については、「定員区分：111から120人まで」の（基本分単価）＋（所長設置加算）を採用していましたが、実態と乖離している（「ポイント」参照）ことから、実態にあわせるため、次のように改めます。（参考資料(1)参照）

- | | |
|------|--|
| ○改正案 | ・ 定員区分：101人から110人まで
・ (基本分単価)+(所長設置加算)+(主任保育士専任加算)
+(事務職員雇上費加算)+(冷暖房費加算)+(三歳児配置改善加算) |
| ○現 行 | ・ 定員区分：111から120人まで
・ (基本分単価)+(所長設置加算) |

【ポイント】国徴収基準額に対する保護者の利用者負担額が75%を下回る理由としては、次の2点が挙げられ、これらを実態に合わせることで、課題の解消を図ることができます。

- 1 保育所等(保育所・認定こども園保育枠)の平均定員については、平成20年度が103人(当時の給付単価の定員区分:91～120人)でしたが、平成29年度は108人(給付単価の定員区分:101～110人)となっています。
- 2 「主任保育士専任加算」、「事務職員雇上費加算」、「冷暖房費加算」及び「三歳児配置改善加算」の4つについては、すべての保育所等が加算申請していますが、現行は、給付単価限度額に含めていません。

改正案を採用した場合、平成28年度の利用者負担額決算額で国徴収基準額に対する保護者の負担割合を比較すると現行の70.1%から74.6%となります。

平成28年度公定価格 4,981,430,748 … A
平成28年度国徴収基準額 1,998,313,230 … B

(円)

	上記の「給付単価限度額」を適用した場合の平成28年度ベースの茨木市利用者負担額（年額）（公立施設除く）	Aに対する割合	Bに対する割合	増減見込額
現行	●75% 給付単価限度額を120人定員保育所の（基本+所長）とする。	28.1%	70.1%	—
改正案	●75% 給付単価限度額を110人定員保育所の（基本+所長+主任+事務+冷暖房+三歳改善）とする。	29.9%	74.6%	90,097,680

(2) 幼稚園等（幼稚園（私学助成対象施設を除く）・認定こども園（幼稚園枠））利用者負担額の改正案

これまで、幼稚園等の給付単価限度額の定員規模及び加算項目については、「定員区分：301人以上」の（基本単価）を採用しておりましたが、実態と乖離している（「ポイント」参照）ことから、実態にあわせるため、次のように改めます。（参考資料(2)参照）

- 改正案
- ・定員区分：106人から120人まで
 - ・（基本分単価）+（チーム保育加配加算）+（給食実施加算）
+（主幹教諭等専任加算）+（子育て支援活動費加算）
+（冷暖房費加算）+（三歳児配置改善加算）

- 現 行
- ・定員区分：301人以上
 - ・（基本分単価）

【ポイント】国徴収基準額に対する保護者の利用者負担額が75%を下回る理由としては、次の2点が挙げられ、これらを実態に合わせることで、課題の解消を図ることができます。

- 1 茨木市内の新制度の対象となっていない私学助成の幼稚園の平均定員については、平成29年度が327人（給付単価の定員区分：301人以上）、新制度対象の幼稚園の定員は112人（給付単価の定員区分：106～120人）となっています。

※私学助成対象の幼稚園を含めると茨木市内幼稚園の平均定員は301人以上となります。平成27年度当初は、これらの幼稚園が新制度の対象となると想定していました。

- 2 「チーム保育加配加算」、「給食実施加算」、「主幹教諭等専任加算」、「子育て支援活動費加算」、「冷暖房費加算」及び「三歳児配置改善加算」の6つについては、市内対象の幼稚園等が加算申請していますが、現行は、給付単価限度額に含めていません。

改正案を採用した場合、平成28年度の利用者負担額決算額で国徴収基準額に対する保護者の負担割合を比較すると現行の70.6%から74.6%となります。

平成28年度公定価格 446,433,888 … A
 平成28年度国徴収基準額 54,242,110 … B

(円)

	上記の「給付単価限度額」を適用した場合の平成28年度ベースの茨木市利用者負担額（年額）（公立施設除く）		Aに対する割合	Bに対する割合	増減見込額
現行	給付単価限度額を301人以上定員幼稚園の（基本分単価）とする。	38,290,220	8.6%	70.6%	—
改正案	給付単価限度額を120人定員幼稚園の（基本+チーム保育+給食+主幹+子育て支援活動+冷暖房+三歳改善）とする。	40,470,990	9.1%	74.6%	2,180,770

3 改正案に対する課題等への対応について

(1) 利用者負担額の階層区分について

本市の保育所等利用者負担額の階層区分については、現在、国の定める階層区分（以下「国基準」という。）を採用しています。（参考資料(1)参照）

これは、平成21年度の茨木市保育所保育料に関する懇談会の答申を受け、平成22年4月に改正した条例において、保育料は、国が定める保育所徴収金基準額表の階層区分に応じて算出する旨を定めており、平成27年度の子ども子育て支援新制度開始後もこの考えを踏襲する形で改めて条例化し、引き続き、採用しています。

国基準については、国が世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされているため、本市が国基準を採用することは、適正であると考えておりますが、一方、北摂各市の階層区分の設定状況をみると、いずれも、国基準を基本に、より細分化した独自の階層区分を設定しており、階層区分間の段差が緩やかになるよう設定されています。

本市においても、階層区分間の段差については、課題であると認識しており、検討の必要性はと考えておりますが、現在の条例及び規則における規定方法では、仮に、細分化した場合、階層区分によっては、利用者負担額が国徴収基準額の75%と乖離する部分が出るなど、整理すべき課題も大きく、階層区分の細分化については、どのような方法によるものが適正かも含め、検討してまいります。

(2) 3歳児クラス利用者負担額について（経過措置）

○保育所等（保育所・認定こども園（保育枠））について

利用者負担額の改正案を適用した場合、負担増になる歳児、階層区分、改正前後の利用者負担額等については、次のとおりです。（参考資料(1)）

○1、2歳児

F5階層 改正前:72,200円 改正後:75,400円 増加分:3,200円

○3歳児

F3～F5階層 改正前:33,000円 改正後:41,500円 増加分:8,500円

○4、5歳児

F2～F5階層 改正前:27,800円 改正後:31,000円 増加分:3,200円

改正後に負担増となるのは、上記の歳児や階層区分の利用者のみとなりますが、3歳児の負担額が大きく（+5,300円）なっています。これは、3歳児のみに適用される加算項目である「三歳児配置改善加算（※）」によるものであり、子ども・子育て支援新制度において、保育の質の向上を図るため、新たに追加された加算項目による影響です。

三歳児配置改善により保育の質の向上が図られていることから、適正な負担増であるとの審議会委員の意見がある一方、急激な負担増については影響も大きく、配慮が必要ではないかとの意見もあることから、経過措置を講じることとしました。

その内容は、「三歳児配置改善加算」については、概ね1年程度、0.5を乗じた金額を適用することといたします。

※「三歳児配置改善加算」

・職員配置基準を児童20人につき1人から児童15人につき1人とするための加算

○経過措置

（概ね1年程度）

- ・定員区分：101人から110人まで
- ・(基本分単価)+(所長設置加算)+(主任保育士専任加算)
+(事務職員雇上費加算)+(冷暖房費加算)
+(三歳児配置改善加算×0.5)

上記の経過措置案を採用した場合、3歳児の利用者負担額は次のとおりとなります。（参考資料(1)）

○3歳児

F3～F5階層 改正前:33,000円 経過措置:38,900円 増加分:5,900円

4 参考資料

(1) 改正前後における茨木市保育所・認定こども園（保育枠）利用者負担額について

平成29年度ベース

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（保育標準時間）（月額：円）								
階層	定 義	0 歳児		1, 2 歳児		3 歳児			4, 5 歳児	
区分		①現行	②改正案	①現行	②改正案	①現行	②改正案	③経過措置案	①現行	②改正案
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等		0	0	0	0	0	0	0
B 2		一般世帯		6,700 (0)	6,700 (0)	6,700 (0)	6,700 (0)	4,500 (0)	4,500 (0)	4,500 (0)
C 1	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等		6,700 (0)	6,700 (0)	6,700 (0)	6,700 (0)	4,500 (0)	4,500 (0)	4,500 (0)
C 2		一般世帯		14,600 (7,300)	14,600 (7,300)	14,600 (7,300)	14,600 (7,300)	12,300 (6,100)	12,300 (6,100)	12,300 (6,100)
D 1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等		6,700 (0)	6,700 (0)	6,700 (0)	6,700 (0)	4,500 (0)	4,500 (0)	4,500 (0)
D 2		一般世帯		22,500 (11,200)	22,500 (11,200)	22,500 (11,200)	22,500 (11,200)	20,200 (10,100)	20,200 (10,100)	20,200 (10,100)
E 1	市町村民税所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等		6,700 (0)	6,700 (0)	6,700 (0)	6,700 (0)	4,500 (0)	4,500 (0)	4,500 (0)
E 2		一般世帯		22,500 (11,200)	22,500 (11,200)	22,500 (11,200)	22,500 (11,200)	20,200 (10,100)	20,200 (10,100)	20,200 (10,100)
F 1	市町村民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満	22,500 (11,200)	22,500 (11,200)	22,500 (11,200)	22,500 (11,200)	20,200 (10,100)	20,200 (10,100)	20,200 (10,100)	20,200 (10,100)	20,200 (10,100)
F 2	市町村民税所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	33,300 (16,600)	33,300 (16,600)	33,300 (16,600)	33,300 (16,600)	31,100 (15,500)	31,100 (15,500)	31,100 (15,500)	27,800 (13,900)	31,000 (15,500)
F 3	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	45,700 (22,800)	45,700 (22,800)	45,700 (22,800)	45,700 (22,800)	33,000 (16,500)	41,500 (20,700)	38,900 (19,400)	27,800 (13,900)	31,000 (15,500)
F 4	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	60,000 (30,000)	60,000 (30,000)	60,000 (30,000)	60,000 (30,000)	33,000 (16,500)	41,500 (20,700)	38,900 (19,400)	27,800 (13,900)	31,000 (15,500)
F 5	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	78,000 (39,000)	78,000 (39,000)	72,200 (36,100)	75,400 (37,700)	33,000 (16,500)	41,500 (20,700)	38,900 (19,400)	27,800 (13,900)	31,000 (15,500)

※B 2～E 1 階層については、2 人目の子どもは（ ）内の金額となり、3 人目以降の子どもは〔 〕内の金額となります。

※E 2～F 5 階層については、複数の子どもが保育所等に入所している場合、2 人目の子どもは（ ）内の金額となり、3 人目以降の子どもは〔 〕内の金額となります。

※上記金額は平成29年度ベースでの金額であり、平成28年度の公定価格単価表による給付単価限度額を用いて算出しています。

(2) 改正前後における茨木市幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）利用者負担額について

平成29年度ベース

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（教育標準時間）（月額：円）				
階層	定 義		3 歳児			4, 5 歳児	
区分			①現行	②改正案	③経過措置案	①現行	②改正案
A	生活保護世帯等		0	0	0	0	0
B 1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0
B 2		一般世帯	2,200 (0) 〔 0 〕	2,200 (0) 〔 0 〕	2,200 (0) 〔 0 〕	2,200 (0) 〔 0 〕	2,200 (0) 〔 0 〕
C 1	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等	2,200 (0) 〔 0 〕	2,200 (0) 〔 0 〕	2,200 (0) 〔 0 〕	2,200 (0) 〔 0 〕	2,200 (0) 〔 0 〕
C 2		一般世帯	10,500 (5,200) 〔 0 〕	10,500 (5,200) 〔 0 〕	10,500 (5,200) 〔 0 〕	10,500 (5,200) 〔 0 〕	10,500 (5,200) 〔 0 〕
D	市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円未満		15,300 (7,600) 〔 0 〕	15,300 (7,600) 〔 0 〕	15,300 (7,600) 〔 0 〕	15,300 (7,600) 〔 0 〕	15,300 (7,600) 〔 0 〕
E	市町村民税所得割課税額 211,200円以上		19,200 (9,600) 〔 0 〕	19,200 (9,600) 〔 0 〕	19,200 (9,600) 〔 0 〕	16,600 (8,300) 〔 0 〕	19,200 (9,600) 〔 0 〕

※A～C 2 階層については、最年長の子どもから数えて、入園される子どもが、2 人目の場合は（ ）内の金額となり、3 人目以降の場合は〔 〕内の金額となります。

※D～E 階層については、小学校3 年生から幼稚園年少までの範囲において、最年長の子どもから数えて、入園される子どもが、2 人目の場合は（ ）内の金額となり、3 人目以降の場合は〔 〕内の金額となります。

※上記金額は平成29年度ベースでの金額であり、平成28年度の公定価格単価表による給付単価限度額を用いて算出しています。

(3) 国の定める利用者負担の上限額基準（平成29年度）（月額）

○ 平成29年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限額基準（国庫（都道府県）負担金の精算基準）は、以下のとおり。

注：青字、緑字、赤字は平成29年度における「幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進」によるもの。

教育標準時間認定の子ども

（1号認定）

保育認定の子ども

（2号認定：満3歳以上）

（3号認定：満3歳未満）

階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担		利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 (0円) ※第2子以降は0円	②市町村民税 非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 (0円) ※第2子以降は0円	6,000円 (0円) ※第2子以降は0円	9,000円 (0円) ※第2子以降は0円	9,000円 (0円) ※第2子以降は0円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	16,100円→14,100円 (7,550円→3,000円)	③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円 (7,750円→6,000円)	16,300円 (7,650円→6,000円)	19,500円 (9,250円→9,000円)	19,300円 (9,150円→9,000円)
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円	④所得割課税額 57,700円未満 (77,101円未満) (～約360万円)	27,000円 (13,500円→6,000円)	26,600円 (13,300円→6,000円)	30,000円 (15,000円→9,000円)	29,600円 (14,800円→9,000円)
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円	⑤所得割課税額 97,000円未満 (～約470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
		⑥所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
		⑦所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
		⑧所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
		⑨所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※1 〔 〕書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困難していると市町村の長が認めた世帯)の額。

※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

※3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。

※4 給付単価を限度とする。

※5 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

※「平成29年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算案の状況について（内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省雇用均等・児童家庭局、文部科学省初等中等教育局）」より引用

(4) 公定価格単価表

保育所

地域 区分	定員区分	認定 区分	年齢区分	基本部分				基本加算部分										所長設置加算	
				保育必要量区分 ⑤				処遇改善等加算											
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定									
				基本分単価		基本分単価		基本分単価		基本分単価									
①	②	③	④	⑥	(注)	⑥	(注)	⑦	(注)	⑦	(注)	⑦	(注)	⑧					
10/100 地域	20人	2号	4歳以上児	93,400	(100,400)	69,610	(76,610)	+	860	(930)	×加算率	620	(690)	×加算率	24,340	+	240×加算率		
		3歳児	100,400	(152,610)	76,610	(128,820)	+	930	(1,420)	×加算率	690	(1,180)	×加算率						
	3号	1、2歳児	152,610	(222,670)	128,820	(198,880)	+	1,420	(2,120)	×加算率	1,180	(1,880)	×加算率	16,220	+	160×加算率			
		乳児	222,670		198,880		+	2,120		×加算率	1,880		×加算率						
	21人から 30人まで	2号	4歳以上児	69,860	(76,860)	53,990	(60,990)	+	630	(700)	×加算率	470	(540)	×加算率	12,170	+	120×加算率		
		3歳児	76,860	(129,070)	60,990	(113,200)	+	700	(1,190)	×加算率	540	(1,030)	×加算率						
	3号	1、2歳児	129,070	(199,130)	113,200	(183,260)	+	1,190	(1,890)	×加算率	1,030	(1,730)	×加算率	9,730	+	90×加算率			
		乳児	199,130		183,260		+	1,890		×加算率	1,730		×加算率						
	31人から 40人まで	2号	4歳以上児	58,230	(65,230)	46,330	(53,330)	+	510	(580)	×加算率	390	(460)	×加算率	8,110	+	80×加算率		
		3歳児	65,230	(117,440)	53,330	(105,540)	+	580	(1,070)	×加算率	460	(950)	×加算率						
	3号	1、2歳児	117,440	(187,500)	105,540	(175,600)	+	1,070	(1,770)	×加算率	950	(1,650)	×加算率	6,950	+	60×加算率			
		乳児	187,500		175,600		+	1,770		×加算率	1,650		×加算率						
	41人から 50人まで	2号	4歳以上児	56,350	(63,350)	46,840	(53,840)	+	490	(560)	×加算率	400	(470)	×加算率	6,080	+	60×加算率		
		3歳児	63,350	(115,560)	53,840	(106,050)	+	560	(1,050)	×加算率	470	(960)	×加算率						
	3号	1、2歳児	115,560	(185,620)	106,050	(176,110)	+	1,050	(1,750)	×加算率	960	(1,660)	×加算率	5,400	+	50×加算率			
		乳児	185,620		176,110		+	1,750		×加算率	1,660		×加算率						
	51人から 60人まで	2号	4歳以上児	50,320	(57,320)	42,390	(49,390)	+	430	(500)	×加算率	350	(420)	×加算率	4,860	+	40×加算率		
		3歳児	57,320	(109,530)	49,390	(101,600)	+	500	(990)	×加算率	420	(910)	×加算率						
	3号	1、2歳児	109,530	(179,590)	101,600	(171,660)	+	990	(1,690)	×加算率	910	(1,610)	×加算率	4,420	+	40×加算率			
		乳児	179,590		171,660		+	1,690		×加算率	1,610		×加算率						
	61人から 70人まで	2号	4歳以上児	46,080	(53,080)	39,280	(46,280)	+	390	(460)	×加算率	320	(390)	×加算率	4,050	+	40×加算率		
		3歳児	53,080	(105,290)	46,280	(98,490)	+	460	(950)	×加算率	390	(880)	×加算率						
	3号	1、2歳児	105,290	(175,350)	98,490	(168,550)	+	950	(1,650)	×加算率	880	(1,580)	×加算率	3,740	+	30×加算率			
		乳児	175,350		168,550		+	1,650		×加算率	1,580		×加算率						
71人から 80人まで	2号	4歳以上児	42,960	(49,960)	37,010	(44,010)	+	360	(430)	×加算率	300	(370)	×加算率	3,470	+	30×加算率			
	3歳児	49,960	(102,170)	44,010	(96,220)	+	430	(920)	×加算率	370	(860)	×加算率							
3号	1、2歳児	102,170	(172,230)	96,220	(166,280)	+	920	(1,620)	×加算率	860	(1,560)	×加算率	3,240	+	30×加算率				
	乳児	172,230		166,280		+	1,620		×加算率	1,560		×加算率							
81人から 90人まで	2号	4歳以上児	40,480	(47,480)	35,190	(42,190)	+	330	(400)	×加算率	280	(350)	×加算率	3,040	+	30×加算率			
	3歳児	47,480	(99,690)	42,190	(94,400)	+	400	(890)	×加算率	350	(840)	×加算率							
3号	1、2歳児	99,690	(169,750)	94,400	(164,460)	+	890	(1,590)	×加算率	840	(1,540)	×加算率	2,860	+	20×加算率				
	乳児	169,750		164,460		+	1,590		×加算率	1,540		×加算率							
91人から 100人まで	2号	4歳以上児	35,480	(42,480)	30,720	(37,720)	+	280	(350)	×加算率	240	(310)	×加算率	2,700	+	20×加算率			
	3歳児	42,480	(94,690)	37,720	(89,930)	+	350	(840)	×加算率	310	(800)	×加算率							
3号	1、2歳児	94,690	(164,750)	89,930	(159,990)	+	840	(1,540)	×加算率	800	(1,500)	×加算率							
	乳児	164,750		159,990		+	1,540		×加算率	1,500		×加算率							
101人から 110人まで	2号	4歳以上児	34,170	(41,170)	29,840	(36,840)	+	270	(340)	×加算率	230	(300)	×加算率						
	3歳児	41,170	(93,380)	36,840	(89,050)	+	340	(830)	×加算率	300	(790)	×加算率							
3号	1、2歳児	93,380	(163,440)	89,050	(159,110)	+	830	(1,530)	×加算率	790	(1,490)	×加算率							
	乳児	163,440		159,110		+	1,530		×加算率	1,490		×加算率							
111人から 120人まで	2号	4歳以上児	33,040	(40,040)	29,080	(36,080)	+	260	(330)	×加算率	220	(290)	×加算率						
	3歳児	40,040	(92,250)	36,080	(88,290)	+	330	(820)	×加算率	290	(780)	×加算率							
3号	1、2歳児	92,250	(162,310)	88,290	(158,350)	+	820	(1,520)	×加算率	780	(1,480)	×加算率							
	乳児	162,310		158,350		+	1,520		×加算率	1,480		×加算率							
121人から 130人まで	2号	4歳以上児	32,090	(39,090)	28,430	(35,430)	+	250	(320)	×加算率	210	(280)	×加算率						
	3歳児	39,090	(91,300)	35,430	(87,640)	+	320	(810)	×加算率	280	(770)	×加算率							
3号	1、2歳児	91,300	(161,360)	87,640	(157,700)	+	810	(1,510)	×加算率	770	(1,470)	×加算率							
	乳児	161,360		157,700		+	1,510		×加算率	1,470		×加算率							
131人から 140人まで	2号	4歳以上児	31,310	(38,310)	27,910	(34,910)	+	240	(310)	×加算率	210	(280)	×加算率						
	3歳児	38,310	(90,520)	34,910	(87,120)	+	310	(800)	×加算率	280	(770)	×加算率							
3号	1、2歳児	90,520	(160,580)	87,120	(157,180)	+	800	(1,500)	×加算率	770	(1,470)	×加算率							
	乳児	160,580		157,180		+	1,500		×加算率	1,470		×加算率							
141人から 150人まで	2号	4歳以上児	30,600	(37,600)	27,430	(34,430)	+	230	(300)	×加算率	200	(270)	×加算率						
	3歳児	37,600	(89,810)	34,430	(86,640)	+	300	(790)	×加算率	270	(760)	×加算率							
3号	1、2歳児	89,810	(159,870)	86,640	(156,700)	+	790	(1,490)	×加算率	760	(1,460)	×加算率							
	乳児	159,870		156,700		+	1,490		×加算率	1,460		×加算率							
151人から 160人まで	2号	4歳以上児	30,850	(37,850)	27,880	(34,880)	+	240	(310)	×加算率	210	(280)	×加算率						
	3歳児	37,850	(90,060)	34,880	(87,090)	+	310	(800)	×加算率	280	(770)	×加算率							
3号	1、2歳児	90,060	(160,120)	87,090	(157,150)	+	800	(1,500)	×加算率	770	(1,470)	×加算率							
	乳児	160,120		157,150		+	1,500		×加算率	1,470		×加算率							
161人から 170人まで	2号	4歳以上児	30,280	(37,280)	27,480	(34,480)	+	230	(300)	×加算率	200	(270)	×加算率						
	3歳児	37,280	(89,490)	34,480	(86,690)	+	300	(790)	×加算率	270	(760)	×加算率							
3号	1、2歳児	89,490	(159,550)	86,690	(156,750)	+	790	(1,490)	×加算率	760	(1,460)	×加算率							
	乳児	159,550		156,750		+	1,490		×加算率	1,460		×加算率							
171人 以上	2号	4歳以上児	29,750	(36,750)	27,100	(34,100)	+	230	(300)	×加算率	200	(270)	×加算率						
	3歳児	36,750	(88,960)	34,100	(86,310)	+	300	(790)	×加算率	270	(760)	×加算率							
3号	1、2歳児	88,960	(159,020)	86,310	(156,370)	+	790	(1,490)	×加算率	760	(1,460)	×加算率							
	乳児	159,020		156,370		+	1,490		×加算率	1,460		×加算率							

保育所

				基本加算部分											
地域 区分	定員区分	認定 区分	年齢区分	3歳児配置改善加算		休日保育加算		夜間保育加算		処遇改善等加算		夜間保育加算		処遇改善等加算	
①	②	③	④	⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
10/100 地域	20人	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)	休日保育の年間延べ利用子ども数	休日保育の年間延べ利用子ども数	各月初日の利用子ども数	+	26,320	24,710	+	190×加算率	
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+	24,710		+	130×加算率	
	21人から30人まで	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)				+	19,690	18,080	+	90×加算率	
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+	18,080		+	70×加算率	
	31人から40人まで	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)				+	16,370	14,760	+	60×加算率	
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+	14,760		+	50×加算率	
	41人から50人まで	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)				+	14,380	12,780	+	40×加算率	
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+	12,780		+	40×加算率	
	51人から60人まで	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)				+	13,060	11,450	+		
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+	11,450		+		
	61人から70人まで	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)				+	12,110	10,500	+		
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+	10,500		+		
	71人から80人まで	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)				+	11,400	9,790	+		
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+	9,790		+		
	81人から90人まで	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)				+	10,850	9,240	+		
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+	9,240		+		
	91人から100人まで	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)				+	630人～699人	464,700	+		
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+	700人～769人	499,100	+		
	101人から110人まで	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)				+	770人～839人	533,500	+		
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+	840人～909人	567,900	+		
	111人から120人まで	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)				+	910人～979人	602,300	+		
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+	980人～1,049人	636,700	+		
	121人から130人まで	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)				+	1,050人～	671,200	+		
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+			+		
	131人から140人まで	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)				+			+		
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+			+		
	141人から150人まで	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)				+			+		
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+			+		
	151人から160人まで	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)				+			+		
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+			+		
	161人から170人まで	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)				+			+		
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+			+		
	171人以上	2号	4歳以上児	+	(7,000)	(70×加算率)				+			+		
		3号	3歳児	+	7,000	70×加算率				+			+		

保育所

				基本加算部分										加減調整部分			乗除調整部分		
地域 区分	定員区分	認定 区分	年齢区分	減価償却費加算						賃借料加算				チーム保育推進加算			分園の場合	常態的に土曜 日に閉所する 場合	定員を恒常的に 超過する場合
				加算額						加算額						処遇改善等 加算			
				標	準	都市部	標	準	都市部	標	準	都市部	標	準	都市部				
①	②	③	④	⑫			⑬			⑭			⑮	⑯	⑰				
10/100 地域	20人	2号	4歳以上児	A地域	5,900	6,500	a地域	15,100	16,800	+	21,010	+	-	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 80/100				
			3歳児	B地域	5,600	6,200	b地域	8,300	9,200					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 87/100				
		3号	1、2歳児	C地域	5,300	5,900	c地域	7,200	8,000					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100				
			乳児	D地域	5,000	5,600	d地域	6,500	7,200					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 93/100				
	21人 から 30人 まで	2号	4歳以上児	A地域	4,100	4,500	a地域	10,500	11,700	+	14,010	+		(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 87/100				
			3歳児	B地域	3,900	4,300	b地域	5,800	6,400					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100				
		3号	1、2歳児	C地域	3,800	4,200	c地域	5,000	5,600					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 93/100				
			乳児	D地域	3,600	4,000	d地域	4,500	5,000					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 90/100				
	31人 から 40人 まで	2号	4歳以上児	A地域	3,600	4,000	a地域	9,300	10,400	+	10,500	+		(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 92/100				
			3歳児	B地域	3,400	3,700	b地域	5,100	5,700					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 89/100				
		3号	1、2歳児	C地域	3,200	3,600	c地域	4,500	5,000					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 91/100				
			乳児	D地域	3,100	3,400	d地域	4,000	4,400					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100				
	41人 から 50人 まで	2号	4歳以上児	A地域	3,300	3,600	a地域	8,300	9,300	+	8,400	+		(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 92/100				
			3歳児	B地域	3,100	3,400	b地域	4,600	5,100					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 89/100				
		3号	1、2歳児	C地域	2,900	3,200	c地域	4,000	4,400					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 91/100				
			乳児	D地域	2,800	3,100	d地域	3,600	4,000					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100				
	51人 から 60人 まで	2号	4歳以上児	A地域	2,700	3,000	a地域	7,000	7,800	+	7,000	+		(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 92/100				
			3歳児	B地域	2,600	2,800	b地域	3,800	4,300					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 89/100				
		3号	1、2歳児	C地域	2,400	2,700	c地域	3,300	3,700					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 91/100				
			乳児	D地域	2,300	2,600	d地域	3,000	3,300					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100				
	61人 から 70人 まで	2号	4歳以上児	A地域	2,300	2,600	a地域	6,000	6,700	+	6,000	+		(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 92/100				
			3歳児	B地域	2,200	2,400	b地域	3,300	3,600					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 89/100				
		3号	1、2歳児	C地域	2,100	2,300	c地域	2,900	3,200					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 91/100				
			乳児	D地域	2,000	2,200	d地域	2,500	2,800					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100				
	71人 から 80人 まで	2号	4歳以上児	A地域	2,600	2,900	a地域	6,700	7,500	+	5,250	+		(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 92/100				
			3歳児	B地域	2,500	2,800	b地域	3,700	4,100					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 89/100				
		3号	1、2歳児	C地域	2,400	2,600	c地域	3,200	3,600					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 91/100				
			乳児	D地域	2,300	2,500	d地域	2,900	3,200					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100				
	81人 から 90人 まで	2号	4歳以上児	A地域	2,300	2,600	a地域	6,000	6,700	+	4,670	+		(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 92/100				
			3歳児	B地域	2,200	2,500	b地域	3,300	3,600					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 89/100				
		3号	1、2歳児	C地域	2,100	2,300	c地域	2,900	3,200					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 91/100				
			乳児	D地域	2,000	2,200	d地域	2,500	2,800					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100				
	91人 から 100人 まで	2号	4歳以上児	A地域	2,100	2,300	a地域	5,400	6,000	+	4,200	+		(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 92/100				
			3歳児	B地域	2,000	2,200	b地域	2,900	3,300					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 89/100				
		3号	1、2歳児	C地域	1,900	2,100	c地域	2,500	2,800					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 91/100				
			乳児	D地域	1,800	2,000	d地域	2,300	2,500					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100				
	101人 から 110人 まで	2号	4歳以上児	A地域	2,300	2,500	a地域	5,800	6,500	+	3,820	+		(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 92/100				
			3歳児	B地域	2,200	2,400	b地域	3,200	3,500					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 89/100				
		3号	1、2歳児	C地域	2,100	2,300	c地域	2,800	3,100					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 91/100				
			乳児	D地域	2,000	2,200	d地域	2,500	2,800					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100				
	111人 から 120人 まで	2号	4歳以上児	A地域	2,100	2,300	a地域	5,400	6,000	+	3,500	+		(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 92/100				
			3歳児	B地域	2,000	2,200	b地域	2,900	3,300					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 89/100				
		3号	1、2歳児	C地域	1,900	2,100	c地域	2,500	2,800					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 91/100				
			乳児	D地域	1,800	2,000	d地域	2,300	2,500					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100				
	121人 から 130人 まで	2号	4歳以上児	A地域	1,900	2,100	a地域	4,800	5,400	+	3,230	+		(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 92/100				
			3歳児	B地域	1,900	2,000	b地域	2,600	2,900					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 89/100				
		3号	1、2歳児	C地域	1,700	1,900	c地域	2,300	2,500					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 91/100				
			乳児	D地域	1,700	1,800	d地域	2,000	2,300					(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100				
131人 から 140人 まで	2号	4歳以上児	A地域	2,100	2,300	a地域	5,400	6,000	+	3,000	+	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 92/100						
		3歳児	B地域	2,000	2,200	b地域	2,900	3,300				(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 89/100						
	3号	1、2歳児	C地域	1,900	2,100	c地域	2,500	2,800				(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 91/100						
		乳児	D地域	1,800	2,000	d地域	2,300	2,500				(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100						
141人 から 150人 まで	2号	4歳以上児	A地域	2,000	2,200	a地域	5,100	5,700	+	2,800	+	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 92/100						
		3歳児	B地域	1,900	2,100	b地域	2,800	3,100				(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 89/100						
	3号	1、2歳児	C地域	1,800	1,900	c地域	2,400	2,700				(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 91/100						
		乳児	D地域	1,700	1,900	d地域	2,200	2,400				(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100						
151人 から 160人 まで	2号	4歳以上児	A地域	1,800	2,000	a地域	4,600	5,200	+	2,620	+	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 92/100						
		3歳児	B地域	1,800	1,900	b地域	2,500	2,800				(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 89/100						
	3号	1、2歳児	C地域	1,600	1,800	c地域	2,200	2,500				(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 91/100						
		乳児	D地域	1,600	1,700	d地域	2,000	2,200				(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100						
161人 から 170人 まで	2号	4歳以上児	A地域	2,000	2,200	a地域	5,100	5,700	+	2,470	+	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 92/100						
		3歳児	B地域	1,900	2,100	b地域	2,800	3,100				(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 89/100						
	3号	1、2歳児	C地域	1,800	1,900	c地域	2,400	2,700				(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 91/100						
		乳児	D地域	1,700	1,800	d地域	2,200	2,400				(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100						
171人 以上	2号	4歳以上児	A地域	1,800	2,000	a地域	4,600	5,200	+	2,330	+	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 92/100						
		3歳児	B地域	1,800	1,900	b地域	2,500	2,800				(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 89/100						
	3号	1、2歳児	C地域	1,700	1,800	c地域	2,200	2,500				(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 91/100						
		乳児	D地域	1,600	1,700	d地域	2,000	2,200				(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑯) × 96/100						

特定加算部分

主任保育士専任加算	⑱	基本額 (253,890 +	処遇改善等加算 2,530×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算	⑲	A (49,870 +	処遇改善等加算 490×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B (33,250 +	処遇改善等加算 330×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	
事務職員雇上費加算	㉑	基本額 (46,100 +	処遇改善等加算 460×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算	㉒	1 級 地 1,650	4 級 地 1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
		2 級 地 1,480	そ の 他 地 域 110	
		3 級 地 1,460		
除雪費加算	㉓	5,850		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉔	145,470 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算	㉕	400時間以上 800時間未満	448,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等等の年間総雇用時間数を基に区分 ※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
		800時間以上1200時間未満	746,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	
		1200時間以上	1,045,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	
施設機能強化推進費加算	㉖	150,000（限度額）÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	㉗	96,840 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉘	120,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	㉙	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

幼稚園

地域 区分	定員区分	認定 区分	年齢区分	基本部分		基本加算部分										
				基本分単価		処遇改善等加算			副園長・教頭配置加算		3歳児配置改善加算					
①	②	③	④	⑤		⑥			⑦		⑧					
10/100 地域	15人 まで	1号	4歳以上児	108,880	(116,010)	+	1,070	(1,140)	×加算率	+	7,010	+	70×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	116,010		+	1,140 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児	67,010	(74,140)	+	650	(720)	×加算率	+	4,200	+	40×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	74,140		+	720 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		
	26人 から 35人 まで	1号	4歳以上児	49,070	(56,200)	+	470	(540)	×加算率	+	3,000	+	30×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	56,200		+	540 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児	46,740	(53,870)	+	450	(520)	×加算率	+	2,330	+	20×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	53,870		+	520 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児	43,210	(50,340)	+	410	(480)	×加算率	+	1,750	+	10×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	50,340		+	480 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児	38,300	(45,430)	+	360	(430)	×加算率	+	1,400	+	10×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	45,430		+	430 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児	34,990	(42,120)	+	330	(400)	×加算率	+	1,160	+	10×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	42,120		+	400 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		
	91人 から 105人 まで	1号	4歳以上児	33,360	(40,490)	+	310	(380)	×加算率	+	1,000	+	10×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	40,490		+	380 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		
	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児	31,520	(38,650)	+	290	(360)	×加算率	+	870	+	8×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	38,650		+	360 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		
	121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児	30,710	(37,840)	+	290	(360)	×加算率	+	770	+	7×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	37,840		+	360 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		
	136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児	29,500	(36,630)	+	270	(340)	×加算率	+	700	+	7×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	36,630		+	340 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		
	151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児	27,670	(34,800)	+	260	(330)	×加算率	+	580	+	5×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	34,800		+	330 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		
	181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児	26,350	(33,480)	+	240	(310)	×加算率	+	500	+	5×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	33,480		+	310 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		
	211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児	25,370	(32,500)	+	230	(300)	×加算率	+	430	+	4×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	32,500		+	300 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		
	241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児	24,610	(31,740)	+	220	(300)	×加算率	+	380	+	3×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	31,740		+	300 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		
	271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児	24,010	(31,140)	+	220	(290)	×加算率	+	350	+	3×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	31,140		+	290 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		
	301人 以上	1号	4歳以上児	22,220	(29,350)	+	200	(270)	×加算率	+	310	+	3×加算率	+	(7,130)	(70×加算率)
			3歳児	29,350		+	270 ×加算率			+		+	7,130	70×加算率		

幼稚園

地域 区分	定員区分	認定 区分	年齢区分	基本加算部分									
				満3歳児対応加配加算 (3歳児配置改善加算無し)		満3歳児対応加配加算 (3歳児配置改善加算有り)		チーム保育加配加算 ※加配1人当たり単価					
				処遇改善等加算 ⑨		処遇改善等加算 ⑨'		処遇改善等加算 ⑩					
①	②	③	④										
10/100 地域	15人 まで	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	28,530×加配人数
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	17,120×加配人数
	26人 から 35人 まで	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	12,230×加配人数
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	9,510×加配人数
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	7,130×加配人数
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	5,700×加配人数
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	4,750×加配人数
	91人 から 105人 まで	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	4,070×加配人数
	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	3,560×加配人数
	121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	3,170×加配人数
	136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	2,850×加配人数
	151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	2,370×加配人数
	181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	2,030×加配人数
	211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	1,780×加配人数
	241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	1,580×加配人数
	271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	1,420×加配人数
	301人 以上	1号	4歳以上児										
			3歳児	+	49,940	+	490×加算率	+	42,810	+	420×加算率	+	1,290×加配人数

幼稚園

地域 区分	定員区分	認定 区分	年齢区分	基本加算部分							
				通園送迎加算				給食実施加算			
				処遇改善等加算				処遇改善等加算			
①	②	③	④	⑪				⑫			
10/100 地域	15人 まで	1号	4歳以上児	+	3,640	+	30×加算率	+	1,360×週当たり実施日数	+	10×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児	+	2,490	+	20×加算率	+	810×週当たり実施日数	+	8×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								
	26人 から 35人 まで	1号	4歳以上児	+	2,000	+	20×加算率	+	580×週当たり実施日数	+	5×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児	+	1,730	+	10×加算率	+	450×週当たり実施日数	+	4×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児	+	1,300	+	10×加算率	+	340×週当たり実施日数	+	3×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児	+	1,040	+	10×加算率	+	300×週当たり実施日数	+	3×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児	+	860	+	8×加算率	+	270×週当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								
	91人 から 105人 まで	1号	4歳以上児	+	740	+	7×加算率	+	250×週当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								
	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児	+	650	+	6×加算率	+	230×週当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								
	121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児	+	570	+	5×加算率	+	220×週当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								
	136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児	+	520	+	5×加算率	+	210×週当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								
	151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児	+	500	+	5×加算率	+	190×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								
	181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児	+	500	+	5×加算率	+	170×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								
	211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児	+	500	+	5×加算率	+	170×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								
	241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児	+	500	+	5×加算率	+	150×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								
	271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児	+	500	+	5×加算率	+	130×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								
	301人 以上	1号	4歳以上児	+	500	+	5×加算率	+	120×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率
			3歳児								

幼稚園

地域 区分	定員区分	認定 区分	年齢区分	基本加算部分				
				外部監査費 加算		年齢別配置基準を 下回る場合	定員を恒常的に 超過する場合	
①	②	③	④	⑬		⑭	⑮	
10/100 地域	15人 まで	1号	4歳以上児	+	26,660	-	(28,530 +280×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 63/100
			3歳児					
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児	+	16,400	-	(17,120 +170×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 75/100
			3歳児					
	26人 から 35人 まで	1号	4歳以上児	+	12,000	-	(12,230 +120×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 93/100
			3歳児					
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児	+	9,550	-	(9,510 +90×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 98/100
			3歳児					
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児	+	7,330	-	(7,130 +70×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 88/100
			3歳児					
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児	+	6,000	-	(5,700 +50×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 91/100
			3歳児					
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児	+	5,110	-	(4,750 +40×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 89/100
			3歳児					
	91人 から 105人 まで	1号	4歳以上児	+	4,570	-	(4,070 +40×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 91/100
			3歳児					
	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児	+	4,160	-	(3,560 +30×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 93/100
			3歳児					
	121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児	+	3,850	-	(3,170 +30×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 93/100
			3歳児					
136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児	+	3,600	-	(2,850 +20×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 98/100	
		3歳児						
151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児	+	3,110	-	(2,370 +20×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 91/100	
		3歳児						
181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児	+	2,760	-	(2,030 +20×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 94/100	
		3歳児						
211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児	+	2,500	-	(1,780 +10×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 98/100	
		3歳児						
241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児	+	2,400	-	(1,580 +10×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 97/100	
		3歳児						
271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児	+	2,330	-	(1,420 +10×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 97/100	
		3歳児						
301人 以上	1号	4歳以上児	+	2,120	-	(1,290 +10×加算率)×人数	(⑤～⑭) × 97/100	
		3歳児						

特定加算部分

主幹教諭等専任加算	⑯	基本額 (108,530 +	処遇改善等加算 1,080×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
子育て支援活動費加算	⑰	基本額 (4,050 +	処遇改善等加算 40×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算	⑱	A 基本額 (36,570 +	処遇改善等加算 360×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B 基本額 (24,380 +	処遇改善等加算 240×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	
指導充実加配加算	⑲	基本額 (82,880 +	処遇改善等加算 820×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
事務負担対応加配加算	⑳	基本額 (69,020 +	処遇改善等加算 690×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算	㉑	1 級 地	1,650	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
		2 級 地	1,480	
		3 級 地	1,460	
施設関係者評価加算	㉒	59,420 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	㉓	5,850		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉔	145,470 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉕	150,000（限度額）÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	㉖	96,840 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉗	120,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	㉘	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算

（ 注 ） 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

(5) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成29年3月31日内閣府告示第539号）（一部抜粋）

（支給認定保護者の負担上限額の算定に関する基準）

第17条 子ども・子育て支援法施行令第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条並びに第13条に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算Ⅰ、外部監査費加算、処遇改善等加算Ⅱ、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算（居宅訪問型保育事業を除く。）、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、入所児童処遇特別加算、障害児保育加算及び施設長に係る経過措置が適用される場合の額を減じた額とする。

○公定価格単価（参考資料(4)）から、上記の加算項目を除いたものが「給付単価限度額」となります。